

高萩市いばらき出会いサポートセンター利用促進補助金
交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、少子化対策の一環として、未婚の男女の結婚に対する希望の実現を図ることを目的として、一般社団法人いばらき出会いサポートセンター（以下「センター」という。）に入会した者に対し、予算の範囲内において高萩市いばらき出会いサポートセンター利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成19年高萩市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有し、現に婚姻をしていない者であること。
- (2) 平成27年4月1日以降にセンターに入会した者であって、申請時点において退会していない者であること。
- (3) センター入会時点において満39歳以下であること。
- (4) 市税等を滞納していない者であること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、センターの入会登録料とし、予算の範囲内で補助対象者1人につき10,000円を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、高萩市いばらき出会いサポートセンター利用促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) センター会員証の写し
- (2) センターが発行した領収書の写し又はそれに代わるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、高萩市いばらき出会いサポートセンター利用促進補助金交付決定(申請却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、速やかに高萩市いばらき出会いサポートセンター利用促進補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により請求があったときは、これを審査し、適当と認めた場合は、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領した場合は、既に支給された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

